

大規模展示会等出展支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大規模展示会等出展支援事業助成金交付要綱に基づき、助成金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 要綱第1条に規定する「新製品等」とは、申請の時点で、生産又は提供を開始してから概ね5年以内のものとする。

(暴力団等との密接関係者)

第2条 要綱第2条第6号に規定する「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者
- (2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者
- (6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (7) 事業主又は役員が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(助成対象事業)

第3条 要綱第3条に規定する助成対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国内(関東、中京又は関西)で開催されるものであること。
- (2) 募集する小間(要綱第4条に規定する展示用ブースに係る1区画部分をいう。以下同じ。)の数が概ね150以上又は出展を予定する事業者の数が100以上のものであること。

(助成対象経費)

第4条 要綱第4条に規定する助成対象経費には、募集する小間の借上料以外の経費(いわゆる設営費・装飾費、展示パネル作成費、光熱水費、人件費、旅費等)を含まない。

(申請等の要件)

第5条 要綱第5条に規定する助成金の交付及び要綱第6条に規定する助成金の交付申請は、同一の製品又は技術での出展の場合は、連続して2年までとする。

(交付申請書の提出)

第6条 要綱第6条第1項に規定する申請は、助成金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

2 要綱第6条第1項に規定する市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請企業概要
- (2) 出展事業計画書
- (3) 法人においては、履歴事項全部証明書及び役員等名簿。個人事業者においては、運転免許証の写し等の本人確認ができる書類。
- (4) 暴力団排除等に関する誓約書

- (5) 第3条に規定する助成対象事業の内容が確認できる書類
 - (6) 株主名簿又は出資者名簿(これらの持分比率又は出資比率が分かるもの)
 - (7) 市税の納税証明書(市税に滞納がないことの証明)
 - (8) 直近2期の決算関係書類(写)
 - (9) 製品又は技術に関する資料(製品カタログその他これに類するもの)
- (交付決定の通知)

第7条 要綱第7条の規定による助成金の交付を可とする決定の通知は、助成金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

- 2 要綱第7条に規定する助成金の交付の可否を決定するにあたり、市長は学識経験者を含む企業経営に関する知見を有する者によって構成される評価検討会を開催し、意見を聴くことができる。

(助成対象事業の変更)

第8条 要綱第8条第2項に規定する申請は、助成金事業変更承認申請書(第3号様式)によるものとする。

- 2 要綱第8条第3項の規定による変更を可とする決定の通知は、助成金事業変更承認通知書(第4号様式)によるものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 要綱第9条に規定する実績報告は、助成金実績報告書(第5号様式)によるものとする。

- 2 要綱第9条に規定する市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 出展実績報告書

(2) 第4条に規定する助成対象経費に係る支出の事実を確認できる書類
(振込明細書、領収書、通帳の写し等)

(3) 第3条に規定する助成対象事業の実施状況が分かるもの(出展ブースの写真その他これに類するもの)

(4) その他、第3条に規定する助成対象事業の実績を説明するために必要な書類

- 3 要綱第9条に規定する第2回目実績報告は、第2回目出展実績報告書(第5-1号様式)によるものとし、要綱第3条に規定する助成対象事業が完了した後6か月を経過した日から20日以内に市長に提出しなければならない。

(助成金の確定通知)

第10条 要綱第10条に規定する助成金の額に係る確定の通知は、助成金確定通知書(第6号様式)によるものとする。

- 2 前項に規定する通知を受けた者が要綱第10条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、精算払い請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(中小企業情報に関する広報活動への協力)

第11条 要綱第13条に規定する「市の中小企業情報に関する広報活動への協力」とは、中小企業振興施策の普及啓発若しくは企画立案のために行う出展成果の追跡調査又は広報活動に協力することをいう。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年6月1日より実施する。

（大規模展示会等出展支援事業実施要領の廃止）

2 大規模展示会等出展支援事業実施要領（平成17年6月2日施行）は、廃止する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年11月1日から施行する。